

## 意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 電波政策課 御中  
(Fax : 03-5253-5883)

〒108-[REDACTED]

東京都北区-[REDACTED]  
-[REDACTED]

[REDACTED]  
電話番号 : [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記の通り意見を提出します。

記

### 1. 意見 :

最終報告書（案）には、電波利用料の納付義務の範囲を、免許不要局（無線 LAN、PHS、電子タグ、ETC などの小電力無線システム）にも拡大していくこうとする方向性が盛り込められていると、記載内容から判断される。従って、次の理由により、本報告書案には反対である。

### 2. 理由 :

免許不要局に課金することは、今後の発展が期待される小電力無線システムから利用料を徴収することになる。その結果として、情報家電機器の値上がりにつながり、IT 産業・家電産業の発展の阻害要因となる恐れが十分予想される。

また、自動車関連分野に於いては、ETC を含めて ITS 分野のほとんどのシステムが何らかの電波利用を前提にしていることから、これらが電波利用料の徴収対象となれば、システム普及に多大な影響は避けられないことになる。特に、ETC や自動車衝突回避技術等の無線技術を応用した ITS 技術の進展を、大きく阻害するものであることは明らかである。ITS 分野の技術開発は、今後の自動車産業にとって極めて重要な分野であり、国際的に競争が激化してきているこの様な産業状況を、十分認識する必要がある。

更に、諸外国では、免許不要局からの電波利用料を徴収している国の例はなく、日本だけが国際的な調和の動きに逆行することになる。

(以 上)